建設業退職金共済制度「掛金収納書（契約者が発注者へ）」提出書

又は証紙を購入しない場合の理由書

工 事 名

契約者名

（証紙を購入しない場合は、必ず押印すること）

１　契約締結後１か月以内に、「掛金収納書」を貼り、工事監督員へ提出してください。

２　証紙購入が遅れる場合

1. 購入予定時期
2. 理由

３　証紙を購入しない場合（○をつけ、必要事項を記入）

1. すべて他の退職金制度の対象社員・労働者による施工である。
2. その他（具体的に）

|  |
| --- |
| **「掛金収納書（契約者が発注者へ）」貼付箇所**＊当該工事に必要な証紙を購入し、労務者の共済手帳に貼付してください。＊下請契約を締結する場合は、下請業者に対しても本制度の促進に努めてください。＊建設業退職金制度については下記までお問い合わせください。建設業退職金共済事業香川県支部高松市磨屋町６－４香川県建設会館内087-851-7919 |